

答申第1号「令和7年度 既存の団体補助金の交付について」の
配架について

国分寺市では、平成17年度に策定した「国分寺市補助金等交付基準」に基づき、平成18年度から既存の団体補助金の審査を行うこととしました。18年度からの3年間で既存の団体補助金の審査を順次行い、平成20年度までにすべての審査を終えました。令和7年度は7順目の2年目にあたります。

国分寺市補助金等交付基準の「期限から見た基準」にあるように、補助事業は3年以内とし、引き続き補助金が必要な場合は、再度補助金等審査会の審査を受けることとしています。

このことから、今年度は令和4年度に審査を行った団体補助金で、引き続き補助金を必要とする7件の補助金について審査いたします。今回はそのうちの2件について審査を行い、その結果を市長に答申しました。

添付資料

- 令和7年度 既存の団体補助金の交付について（答申第1号）
- 令和7年度 第2回国分寺市補助金等審査会 会議録

国分寺市補助金等交付基準

(効果からみた基準)

- 補助事業は市民に対する福祉・教育の充実、文化・産業の振興等に役立ち
公益性があること。
- 一部の市民や団体に偏ることなく社会・経済状況、必要性に合致している
こと。
- 国・都等の制度に関連する補助金、施設整備等に関する補助金等は市の施
策に合致しており市の役割分担が明白であること。
- 事業は受給団体自らが行うものであり、補助金は当該事業の支援を目的と
すること。

(団体等に関する基準)

- 収入に対して補助金額が妥当であること。
- 決算における繰越金が補助しようとする額から判断し妥当であること。
- 適切な会計処理が行われ、交付補助金の充当事業とその金額が明記されて
いること。
- 交付申請等が市が定めたとおりになっていること。
- 市が行う事務と、補助金団体等で行う事務を明確にすること。
- 個人情報については、個人情報の保護に関する法律を遵守し適切に取り扱
うこと。

(期限からみた基準)

- 補助事業については交付期間を3年以内とし、必要に応じて中間審査を行
うこと。ただし、引き続き補助金が必要な場合は再度、補助金審査会の審
査を受けること。
- 補助団体の自立、補助事業の目的が達成された場合は3年を経過していな
くとも補助金を打切ること。

この基準は平成17年12月1日から施行し、18年度予算より適用する。



答申第1号

令和7年8月15日

国分寺市長

丸山哲平様

国分寺市補助金等審査会

会長 大橋 忠 弘

令和7年度 既存の団体補助金の交付について(答申)

令和7年7月7日付け諮問第1号により諮問のありました下記補助金について、慎重に審議を行った結果、別紙のとおり答申いたします。

令和7年度

団体補助金審査結果について

国分寺市補助金等審査会

令和7年8月15日

令和7年度 国分寺市団体補助金全件審査一覧

審査番号	補助金名称	審査結果	中間審査
1	老人クラブ事業補助金	継続	無
2	老人クラブ連合会事業補助金	継続	無

国分寺市団体補助金全件審査評価報告書

補助金名称	老人クラブ事業補助金	補助金申請 団体名	老人クラブ(21クラブ)
担当課名	高齢福祉課	事務事業	老人クラブ助成に要する経費
補助金額	5,801 千円		

(1) 審査基準についての評価

①補助事業は市民に対する福祉・教育の充実、文化・産業の振興等に役立ち 公益性があること。	総合評点 (配点5)	4
【特記事項】		
②一部の市民や団体に偏ることなく社会・経済状況、必要性に合致しているこ と。	総合評点 (配点5)	3.8
【特記事項】		
③国・都等の制度に関連する補助金、施設整備等に関する補助金等は市の施 策に合致しており市の役割分担が明白であること。	総合評点 (配点なし)	
【特記事項】		
④事業は受給団体自らが行うものであり、補助金は当該事業の支援を目的と すること。	総合評点 (配点5)	3.8
【特記事項】		
⑤国分寺市が目指すまちづくりの方向性と合致していること。	総合評点 (配点5)	4.2
【特記事項】		
⑥補助金支出の期限について、補助事業における目的の達成状況や団体の 自立状況等を踏まえ、十分な検討がなされていること。	総合評点 (配点5)	3.2
【特記事項】		
⑦収入や決算における繰越金、その他団体を取り巻く状況等を踏まえ、補助金 額が妥当であること。	総合評点 (配点5)	3.8
【特記事項】		

(2)総合評価

審査結果	継続	総合評点合計 (配点30)	22.8
【特記事項】	・参加者の増加に向け、アピールの仕方を工夫し、広報活動を充実されたい。 ・既存のクラブと意見交換等をし、活動を魅力的にしていきたい。		
中間審査の必要性	/	中間審査の時期	
中間審査を行う理由			

国分寺市団体補助金全件審査評価報告書

補助金名称	老人クラブ連合会事業補助金	補助金申請 団体名	国分寺市老人クラブ連合会
担当課名	高齢福祉課	事務事業	老人クラブ助成に要する経費
補助金額	1,307 千円		

(1) 審査基準についての評価

①補助事業は市民に対する福祉・教育の充実、文化・産業の振興等に役立ち 公益性があること。	総合評点 (配点5)	3.4
【特記事項】		
②一部の市民や団体に偏ることなく社会・経済状況、必要性に合致しているこ と。	総合評点 (配点5)	3.2
【特記事項】		
③国・都等の制度に関連する補助金、施設整備等に関する補助金等は市の施 策に合致しており市の役割分担が明白であること。	総合評点 (配点なし)	
【特記事項】		
④事業は受給団体自らが行うものであり、補助金は当該事業の支援を目的と すること。	総合評点 (配点5)	3.8
【特記事項】		
⑤国分寺市が目指すまちづくりの方向性と合致していること。	総合評点 (配点5)	4
【特記事項】		
⑥補助金支出の期限について、補助事業における目的の達成状況や団体の 自立状況等を踏まえ、十分な検討がなされていること。	総合評点 (配点5)	3.2
【特記事項】		
⑦収入や決算における繰越金、その他団体を取り巻く状況等を踏まえ、補助金 額が妥当であること。	総合評点 (配点5)	3.4
【特記事項】		

(2)総合評価

審査結果	継続	総合評点合計 (配点30)	21
【特記事項】	・参加クラブの増加に向け、アピールの仕方を工夫し、広報活動を充実されたい。 ・既存のクラブと意見交換等をし、連合会での活動を魅力的にしていだきたい。		
中間審査の必要性	/	中間審査の時期	
中間審査を行う理由			